

甲賀市(滋賀県)

(2005年3月22日現在)

1. 新市の基礎情報

合併の期日：2004年10月1日	合併の方式： <u>新設</u> ・編入	
市となるべき要件の特例の適用：有(人口要件・市の全域を含む新設合併)・無		
人口 ⁽¹⁾ ：92,484人(高齢化率 ⁽²⁾ 18.1%)	面積 ⁽³⁾ ：481.69k m ²	
議員数 ⁽⁴⁾ ：82人(法定上限30人)	一般職員数 ⁽⁵⁾ ：1,061人	
財政力指数 ⁽⁶⁾ ：0.685	経常収支比率 ⁽⁷⁾ ：85.5%	
2003年度歳入決算額 ⁽⁸⁾ ：40,052,446千円		
うち、地方税11,629,821千円、地方交付税6,132,147千円		
合併特例債発行予定額27,900百万円／同限度額46,600百万円		
産業構造 ⁽⁹⁾ ：第一次産業5.0%、第二次産業44.6%、第三次産業50.4%		

(出典) (1)(2)(9)：2000年「国勢調査」。 (3)：2003年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併時の数。旧土山町、旧甲賀町は議員定数に対し従来から各1名減。 (5)：「合併調査アンケート」回答による。合併時点での全職員数。 (6)(7)(8)：「合併調査アンケート」回答による。

2. 合併関係市町村の基礎情報

関係市町村	人口 ⁽¹⁾	高齢化率 ⁽²⁾	面積 ⁽³⁾	議員数 ⁽⁴⁾	一般職員数 ⁽⁵⁾	財政力指数 ⁽⁶⁾	経常収支比率 ⁽⁷⁾
旧水口町	37,044人	15.3%	68.93k m ²	20人	260人	0.89	85.3%
旧土山町	9,369人	21.7%	127.14k m ²	16人	117人	0.49	80.6%
旧甲賀町	11,840人	24.0%	71.63k m ²	16人	132人	0.49	86.5%
旧甲南町	19,839人	15.9%	49.65k m ²	16人	171人	0.53	83.0%
旧信楽町	14,392人	21.3%	164.34k m ²	16人	152人	0.63	84.7%

(出典) (1)(2)：2000年「国勢調査」。 (3)：2003年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併直前の定数。 (5)(6)(7)：2002年度「市町村別決算状況調」。

3. 合併の特徴

(1) 合併の理由・目的<⑤財政状況、②地方分権推進、①合併の大きな流れ>
地方分権のための市町村の役割強化への対応や、将来のまちづくりのために合併に至った。
(2) 合併のプロセスで重視したこと<②住民の理解、①関係市町村間の合意、⑥新事務所の位置>
<最も重視したことの具体的な内容> 合併関係町の均衡ある発展を最重視した。
(3) 中心となって合併を推進した人物・団体等<①首長、⑤都道府県関係者>
<合併推進の具体的な活動> 住民説明会や広報活動に積極的に関わった。

4. 合併協議

(1) 今回の合併以前における合併協議の経緯																			
該当なし。																			
(2) 合併関係市町村以外の市町村との合併協議																			
甲賀郡全域となる7町で研究会を実施した経緯があるが、最終的には郡内5町の甲賀市と2町の湖南市の形で合併に至った。																			
(3) 合併関係市町村の従前のつながり																			
②郡の構成市町村の一部、④一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村の一部、⑧広域市町村圏の構成市町村の一部																			
(4) 合併の端緒																			
甲賀郡域(7町)において、1999年7月に当時の滋賀県水口県事務所(現:甲賀地域振興局)において、「将来のまちを考える甲賀地域懇話会」が設置され、2000年3月に「将来のまちを考える甲賀地域懇話会報告」にまとめられた。その後、甲賀郡内7町の職員で構成する甲賀地域町村合併研究会が設置された。																			
(5) 任意の合併協議会（設置期間：2002年1月9日～2002年7月31日）																			
構成メンバー	首長、議員各2名、住民各4名、県職員（甲賀地域振興局長）、地域経済団体2名 計38名																		
運営上の工夫	合併検討協議会の活動、甲賀地域合併検討協議会組織体系の整備、合併検討協議会委員構成メンバーの選出等																		
(6) 法定協議会（設置期間：2002年8月1日～2004年9月30日）																			
住民発議等	有（直接請求・住民発議）・ <input type="checkbox"/> 無																		
構成メンバー	首長、議員各2名、住民各4名、県職員（甲賀地域振興局長）、地域経済団体2名 計38名																		
運営上の工夫	協議方法について提案⇒協議⇒確認と3段階行い十分に協議をした上で確認（決定）をした。 協議会開催ごとに協議会だよりを発行し、住民の方への情報提供を行った。																		
(7) 基本5項目（①方式、②期日、③名称、④事務所の位置、⑤財産）																			
<p><協議を行ううえでの工夫></p> <p>基本5項目のうち、③④については、小委員会を設置して協議を行った。また③については任意協議会から決定協議会へ移行する際に離脱した土山町の再度の加入を考慮し、協議を行う時期を変更した。</p>																			
<p><協議開始および決定の時期></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(①方式)</th> <th>(②期日)</th> <th>(③名称)</th> <th>(④位置)</th> <th>(⑤財産)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協議開始：</td> <td>02年9月</td> <td>02年9月</td> <td>03年4月</td> <td>03年4月</td> <td>02年10月</td> </tr> <tr> <td>合意：</td> <td>02年11月</td> <td>02年11月</td> <td>03年5月</td> <td>03年5月</td> <td>02年12月</td> </tr> </tbody> </table>			(①方式)	(②期日)	(③名称)	(④位置)	(⑤財産)	協議開始：	02年9月	02年9月	03年4月	03年4月	02年10月	合意：	02年11月	02年11月	03年5月	03年5月	02年12月
	(①方式)	(②期日)	(③名称)	(④位置)	(⑤財産)														
協議開始：	02年9月	02年9月	03年4月	03年4月	02年10月														
合意：	02年11月	02年11月	03年5月	03年5月	02年12月														
<p><決定に至るまでに最も難航した項目と解決策></p> <p>新市事務所選定小委員会により協議を行い、分庁方式とした。本庁が2ヶ所で旧町の各庁舎はそれぞれ支所とした。</p>																			
<p><基本項目①「合併の方式」の決定理由></p> <p>各町が対等な立場で合併をすることから新設合併(対等合併)となった。</p>																			

<p><基本項目②「合併の期日」の決定理由></p> <p>2004年10月1日合併</p> <p>年度末や年度当初の比較的事務量の多い時期を避け、住民サービスや事務の移行に支障のない時期が良いとの判断のもとに決定した。</p>
<p><基本項目③「新市の名称」の決定手続き・理由></p> <p>公募 <input checked="" type="checkbox"/> ・無</p> <p>決定手続：公募結果2,712点から小委員会にて5点に絞り、合併協議会において投票により決定した。</p> <p>選定理由：郡域名が「甲賀郡」であったので、慣れ親しんで定着している。甲賀流忍者発祥の地として、全国的に知られている。新しい名称にはない、歴史の重みがある。など。</p>
<p><基本項目④「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点></p> <p>既存施設 ・新規建設</p> <p>旧水口町の庁舎及び甲南町の庁舎を分庁舎とし、新事務所の位置は、小委員会において利便性、交通事情、将来性、他の官公署との関係等考慮して、当分の間、旧水口町の庁舎とした。</p> <p>(新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い)</p> <p>旧5町の庁舎は、全て新市の支所とした。</p>
<p><基本項目⑤「財産の取扱い」></p> <p>(新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産)</p> <p>正負ともなし。</p>

(8) 新市建設計画

計画の期間：10ヵ年

理由：合併特例債を含む財政状況と照合して決定した。

<策定に当たっての工夫>

公募等により、住民参加で組織する「新市建設計画策定委員会」を設置し、住民の意見を十分に反映させながら策定進めた。

<関係市町村間での調整が難航した項目>

特になし。

<新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫>

住民参加型で作成したため、「住民手づくりの計画」というのが特徴といえる。

<新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画(基本計画・実施計画等)の内容>

各町それぞれにあった総合発展計画にある主要事業の中より、優先順位をつけて、緊急性、必要性等々考慮し建設計画に反映させた。

単位：百万円 ()は%	合併前 (2002年度)	財政計画		
		2004年度	2009年度	2014年度
歳入合計	37,257	39,104	33,315	30,461
地方税	12,663(34.0)	12,170(31.1)	12,219(36.7)	12,171(40.0)
地方交付税	6,505(17.5)	7,564(19.3)	8,008(24.0)	7,700(25.3)
歳出合計	35,935	39,104	33,315	30,461
人件費	6,982(19.4)	7,062(18.1)	6,678(20.0)	6,234(20.5)
(参考：一般職員数)	(832人)	(-)	(-)	(-)
公債費	3,488(9.7)	3,604(9.2)	3,993(12.0)	4,071(13.4)
普通建設事業費	8,830(24.6)	9,121(23.3)	6,807(20.4)	4,560(15.0)

(9) 都市計画区域・用途地域の新たな設定・変更等	
新たな設定・変更等を行っていない。	
(10) 住民への情報提供等	
<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌等の配布（全31号。配布方法：新聞折込） ・住民説明会の開催（延べ11回開催、延べ1,766人参加） ・HPの開設（2002年3月開設、月1回定期更新、アクセス数90,911回） 	
(11) 住民の意向を問う住民投票・調査等の実施	
(名称):住民アンケート調査 (時期):2002年5月2日から9日間 (対象者):甲賀地域5町の成人男女10,000人を無作為に抽出。 (方法):アンケート方式(郵送)・訪問)	
(12) 都道府県からの支援	
財政支援：合併支援特例交付金 5町で6億円。 人的支援：合併協議会に県職員1名を派遣	
(13) 外部コンサルタントへの委託： <input checked="" type="checkbox"/> ・無	
委託費	25,460千円
委託内容	条例・例規統合関係業務、市章選定関係業務、ホームページ関係業務、住民意識調査関係業務、新市建設計画関係業務

5. 合併の内容

(1) 議員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> (定数特例・ <input checked="" type="checkbox"/> 在任特例 (在任期間1年1ヶ月))・無
その理由	合併後の一定期間、住民の意見を行政に反映させ均衡性を図るため。また合併に携わった議員により合併という過渡期を乗り越えていくためや、新市での初の決算を確認する観点から特例を適用した。
(2) 農業委員会の委員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> (2005年7月19日まで特例措置を適用)・無
その理由	委員不在期間を排除し、合併後スムーズに業務移行するため。また、現委員が各地域特有の事柄を熟知していること等を考慮したため。
(3) 三役	
旧水口町	町長、助役、収入役は退職。
旧土山町	町長は退職。助役は新市の収入役。収入役は退職。
旧甲賀町	町長、助役、収入役は退職。
旧甲南町	町長、助役、収入役は退職。
旧信楽町	町長は新市の市長執務執行者のち助役。助役、収入役は退職。
(4) 一般職	
定員管理	定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。
給与の調整	国の基準による給与表を用いて、4年を目途に給与の再調整を行う。
役職の調整	部長級、次長級、課長級については任用試験を実施。

(5) 組織・機構の整備方法		
<p>合併と同時に、部・課とも完全に統合。</p> <p>旧町の庁舎に支所を設置し、①住民生活に密着した窓口業務（住民系、税務系、福祉系、衛生系、教育系、管理系）②地域独自の業務③公金の収納業務④支所の施設管理業務をそれぞれが担った。分庁舎である水口庁舎には議会及び市長部局を、甲南庁舎には教育委員会部局及び公営企業を中心とした機能を設置し、市政全般のマネジメント機能等を担うこととした。</p>		
(6) 関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法		
該当なし。		
(7) 地域審議会等		
設置の有無	有・無	
その理由	<p>合併により行政区域が拡大することで、住民の意見が新市の施策に反映されにくくなる等の懸念や不安等を払拭することと地域の均衡ある発展を図るため。</p> <p>新市建設計画の諸事項に関する審議のため。</p>	
(8) 市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法		
法人税割	旧水口町、旧土山町、旧甲賀町、旧信楽町 13.7% 旧甲南町 14.2%	2004年10月1日以降13.7%に統一。
軽自動車税専ら雪上を走行するもの	旧土山町、旧甲賀町、旧甲南町、旧信楽町 2,400円 旧水口町 該当なし	2005年度から2,400円に統一。
(9) 上下水道使用料（調整方針：新料金の設定）		
上水道料金	新たな料金設定し、合併時に統一する。	
下水道料金	使用料は旧水口町の例により、合併時に統一する。	
(10) 上下水道以外の使用料等（調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする。）		
例外措置	特になし。	
(11) 国民健康保険事業の調整（調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする）		
賦課徴収方法	関係5町全て保険税4方式	保険税4方式に統一。
所得割	旧水口町 5.50%、旧土山町 5.20% 旧甲賀町 4.90%、旧甲南町 6.30% 旧信楽町 6.20%	合併年度は従前のおりとし、2005年度から統一する。
資産割	旧水口町 20.00%、旧土山町 32.00% 旧甲賀町 25.00%、旧甲南町 34.00% 旧信楽町 35.00%	
均等割	旧水口町 25,000円、旧土山町 19,000円 旧甲賀町 15,400円、旧甲南町 17,000円 旧信楽町 21,700円	
平等割	旧水口町 26,000円、旧土山町 21,000円 旧甲賀町 18,000円、旧甲南町 20,000円 旧信楽町 21,800円	

(12) 介護保険事業（調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする）		
第1号被保険者の月額基準保険料	旧水口町 2,556 円、旧土山町 2,610 円 旧甲賀町 2,650 円、旧甲南町 2,750 円 旧信楽町 2,500 円	合併年度は従前のおりとし、2005 年度から統一する。
(13) 電算システムの取扱い（新規システムを構築した。）		
整備方法	住民サービスの低下を招かないように段階的にシステムを統一し、ネットワークシステムの構築を図った。①合併時までに統一②合併時までに調整し、新市で統一システム③新市で整備の検討。	
(14) 町・字の名称・区域		
名称・区域の変更	有・無	
変更した場合、その内容と理由		

6. 合併後の状況

(1) 合併による財政削減効果：10 年後に 2,990 百万円を削減できるように見込む	
(2) 基本構想および総合計画の策定	
基本構想	2006 年 9 月の完成を目指し、現在策定中。
総合計画	2006 年 9 月の完成を目指し、現在策定中。
(3) 合併による効果	
<②サービスの高度化・多様化> 日常生活圏の広域化、生活サービス需要の細分化・拡大化や行政ニーズの多様化、高度化。	
<④広域的視点に立ったまちづくりと施策展開> 都市基盤や生活環境、福祉や教育など住民生活を取り巻く、あらゆる分野において広域的見地から一体的な施策展開を行う。	
<⑥地域のイメージアップ> 甲賀地域 5 町が一体となって各地域の特色ある魅力を増幅させることにより元気ある産業の育成、生活環境の充実を図ることにより、人口の流出抑制と定住促進につなげてゆく。	
(4) 合併による問題点と解決策	
<①役場が遠くなり不便になる> 合併することにより市役所がおかれる地域に行政が集中し、現在の役場がなくなると市役所から離れた地域は大変不便となるため、旧町役場を支所として活用し対応した。	
<②中心部と周辺部の格差が増大する> 行政の集中する中心部と市役所から離れた周辺部に差が生じ、周辺部の声が行政に反映されにくくなるのでないかとの懸念に対し、旧町ごとに地域審議会を設置し対応した。	
<④各地域の歴史、文化、伝統が失われる> 行政が広域化することにより、歴史・文化・地場産業等各地域の特色が失われるのでないかとの懸念に対し、伝統的な産業や文化歴史等は失われるべきものではなく、各支所の地域振興課に地域独自の業務を行う係を設置し対応した。	
(5) 残された課題	
特になし。	

